

特 別 国 際 種 事 業 者

(象牙製品等を取り扱う事業者)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行なっており、象牙製品等を取り扱うことができます。

登録番号	T-3-13-15001
名称	有限会社芭蕉堂印房
住所	東京都中野区中野3-34-23
代表者の氏名	池田秀男
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	2021年5月31日

(注 意 : C A U T I O N)

象牙、タマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。

The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.

象牙、玳瑁甲等产品的海外搬运违背华盛顿公约及国内法规禁止出口。

상아, 대모갑 제품등의 반출은 CITES 협약 및 국내법에 의해서 인정하지 않습니다.

En principe, l'export des produits d'ivoires et des tortues imbriquées est interdit sous la loi de CITES et la loi du Japon.